沖縄法政研究所 第39回講演会 映像教育の可能性

講師 具志堅 勝 也 NPO 法人文化経済フォーラム理事長 元琉球朝日放送報道制作局長

開催日時: 2017年11月5日(日)14:00~16:00

会 場:沖縄国際大学13号館3階

〇司会(照屋寛之 沖縄法政研究所所員/沖縄国際大学法学部教授)

皆さん、こんにちは。ただいまより「沖縄現代史を見る」with 沖縄映像祭の一環として講演会を開催したいと思いますが、昨日からご参加の皆さん、それから今日からのご出席の皆さん、映像はいかがだったでしょうか。

(会場拍手)

ありがとうございます。私はもう65歳です。高齢者の仲間入りをしておりますけれども、ちょうど私は幼少の頃から米軍の統治下で、最初に使ったお金が軍票のB円でした。小学校1年ぐらいまで使いました。それからドルに切りかわりまして、そして1972年に円に切りかわって、最初私が東京に行ったときにはパスポートを持って行きました。そういう時代に生きた私としては、本当に自分の記憶のネガフィルムを巻き戻しながら昨日映像を見て、映像には感動しながらも、どうして沖縄がこういう立場に置かれてなければならなかったということでは、怒り・悲しみを感じながら見た次第です。しかし、この映像の力というのは非常にすごいのがあると実感しました。もしこれを、大学教育あるいは高校の教育とかの中に生かすことができれば、学生、生徒に米軍統治下の沖縄で県民の生命、財産がいかに脅かされていたかを知らせることができる。こういう映像をうまく活用することができれば、単調な私の講義ももっともっと学生を引きつけることができるのではないかと思いながら映像を見て、よし、これから何とかこの映像を使って学生に基地問題を考え

させてみようかと考えた次第です。

それで今日は、沖縄法政研究所の第39回講演会「映像教育の可能性」として、講師にはNPO法人文化経済フォーラム理事長、元琉球朝日放送報道制作局長をなさった具志堅勝也さんに、授業での映像の活用と報告ということでご講演をいただきまして、その後、本学の講師であり、法政研究所の所員でもあります安原陽平さんにコメンテーターをお願いしております。安原さんは憲法、教育の制度等を担当しております。そして、今日も昨日に引き続きまして沖縄視聴覚障害者情報センターの3人の手話通訳の方にもご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。そして、後でいろいろと質問等もコメンテーターのほうからいただきたいと思います。

それでは、具志堅さん、ご講演をよろしくお願いしたいと思います。

(会場拍手)

○具志堅勝也

はじめまして。具志堅と申します。昨日実はこの教室でシンポジウムが行われまして、本土復帰をテーマに、本学の沖縄国際大学の先生方がシンポジウムをされまして、実はこちら 140 人入るらしいんですけれどもいっぱいで、明日の私のつたない講演は 20 人ぐらい来ていただけたらいいなと思っていたのですが、こんなにいっぱいお越しいただいてニフェーデービル、ありがとうございます。

今日は、一応普段私は、沖縄大学でメディアリテラシーというのを教えておりまして、それから沖大と琉大で映像ドキュメンタリーの制作を教えています。テレビ屋ですので、ラジオもやっていたのですけれども、その映像を使って、いっぱい映像を使って学生たち教える、なかなか言葉だけで言っても授業中やっぱり居眠りする学生が多くて、あとケータイをのぞいたりとか、どうにかこう引きつける方法はないかと思って、後で詳しく説明しますけど、ニュースを毎日5時間録画して、メディアリテラシーですので毎日日々変わるニュースを見せないといけないので、毎日5時間録画して各局ごと、それを毎週毎週チェックして翌週に使っているのですけれど、そういった授業をやっているということを、皆様にごらんいただきたいと思います。では、早速始めさせていただきます。

では、本日のテーマの授業では一講義ってしたかったんですけど、中学、高校で

も使えるかなと思いましたので、授業と表現をしまして一授業と映像の活用と効果について、これから私のつたない講演ですけどお聞きください。まず、どういった形でやっているかちょっとお見せします。これは先日、こちらにいらっしゃいます石川先生の基地問題Bの講義に、ちょっと私、参加しまして、2回ぐらいこの映像の講義をさせていただいて、そのときの様子です。ちょっとごらんになってください。

授業風景につきまして、基本的に実は映像を授業で使えるようになったのが平成16年に著作権法が改正されまして、それで使えるようになりました。これは文化庁のガイドラインが制定されまして、基本的には学校、その他の教育機関での授業、学校行事で必要と認められる限度内で公表された著作物を複製することができるとなっています。でも全部が全部というわけではありませんので、例えば書籍、雑誌、新聞、放送番組とか音楽、映画に至るまでできるのですが、映画の場合は例えばDVDを買うとか、あとは放送で流れた映画を録画して使うとかというのは大丈夫なのです。これがレンタルDVDを使うと、これは結局そのレンタル業者も営業権を侵害するということでだめだと。教科書、参考書も同じです。それと不法にアップロードされた画像も使えないということになっています。ざっと話したらこういうことです。それで少なくとも放送のニュース映像は授業で使えることになったということで、私もこの授業を持つことができるようになりました。

今日はこれから実は模擬授業という形で皆さんも聴講生、受講生になっていただいて、どんな形で学生相手にやっているかというのを体験していただきたいと思います。今日、テーマは2つです。海兵隊の抑止力に対する誤った認識。それから、日米地位協定の問題について。学生に説明したと同じ形で、今日これから模擬授業を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、抑止力。いつも言われています。いつも日本政府、それからアメリカ政府 もそうです。それからちょっと保守側のメディアもそうなのですけど、中国などに 対する抑止力のため、海兵隊を沖縄に駐留する必要があると言っています。でも、 本当に必要があるのかどうか。これを今日学習してみましょう。実は、もし必要が あるのであれば海兵隊というのはもともと沖縄に駐留していたはずなのですけど、 実は沖縄にいませんでした。もともとは本土に駐留していました。1953年に朝鮮 戦争の支援部隊としてキャンプ富士と山梨北富士演習場に配備されたのが最初です。ところが朝鮮戦争が休戦状態になって、岐阜・山梨の住民が、もう沖縄と同じです、海兵隊がやっぱり事件、事故を起こす、それに反発して、海兵隊出て行けという声が沸き起こった。そうなると、そのまま本来朝鮮戦争が目的で来たのですけど、一旦日本に来たから帰りたくない。じゃあ、日本に残る方法はというと、結局沖縄の米軍基地しかないということになって、沖縄に移駐ということになったんです。ですから、決して最初から沖縄に地理的優位性があったから海兵隊が配属されたというわけではなくて、これは政治的事情です。その結果、ただでさえ基地拡張で住民が住宅、土地が奪われているところに持ってきて、一万数千人の海兵隊が入ってきたので、余計銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収が激化されたというのが、今の沖縄の基地の現状につながっているわけです。その意見について、テレビ朝日の報道ステーションがレポートしています。ごらんになってください。

(映像視聴)

○具志堅勝也

これが報道ステーションのレポートです。海兵隊がどういうふうな形で沖縄に来たかよくおわかりになっていただけたと思います。もう一つ抑止力の問題で、東アジアに近いと、地理的優位性があるからやっぱり沖縄に海兵隊を置く必要があるんだということを日米両政府は主張していますが、果たしてそうかという問題。これは、こちらにいらっしゃる法政研究所所長の佐藤先生も執筆されているのですけど、そういった数々の沖縄の基地問題に対するデマや誤解を『それってどうなの?沖縄基地の話。』で取り上げています。その中にもこの話題、入ってきます。こういうことです。沖縄の海兵隊は単独では移動できない。まず、海兵隊は大体の規定枠が1万8,000人と言われているのですが、実際には1万5,000人ぐらいらしいのですけど、それを一度に運ぶ船はありません、沖縄には。とりあえず設置が近いのが佐世保ですね。そこに揚陸艦が4隻あって、これが1隻当たり3,400人です、輸送人員。でも、4つのうち1つは必ず休ませますので、ですから3隻出しても1万人ぐらいしか運べません。ですから、この1万5,000人を一気に運ぶとなると、結局国外、ハワイあたりの艦船を沖縄に、もしくは香港から移動をさせる必要があります。当然数日かかる。そうなると沖縄が地理的優位性、海兵隊がすぐ移動でき

るからという物理の理由が成り立たなくなるわけです。ですから決して地理的優位性で沖縄に駐留しているわけではないと、そういうふうに言えると思います。この件に関して、その抑止力に関して、民主党時代に防衛大臣を務めた森本さん、こういうふうに言っています。この方は防衛大学出身で、決してリベラルではなくて保守の方なのですけれども、それでもこういうに言っています。「海兵隊が沖縄にいなければ抑止力にならないという議論は正しくない」と。「少なくとも日本のどこかにあれば、抑止力機能を果たすことができる」、海兵隊に抑止力はあるのだけど、別に沖縄でなくてもいいと。ただ、海兵隊の全ての部隊と訓練を、全て収容できる場所が日本本土にはない。日本に置こうとすると反発が来る。したがって沖縄に駐留を求めざるを得ないと、あくまでも政治事情だと言います。インタビューを聞いてください。

(映像視聴)

○具志堅勝也

こういうふうに述べています。さらに、それを裏づける資料があります。海兵隊 撤退を日本が引きとめていったという事実なのです。これは沖縄返還されて翌年 (1973年) に、当然沖縄では海兵隊に反発するだろうと。そうすると、いざとなっ たらテニアンに移駐せざるを得ないかもしれないというのをアメリカ政府検討して いるのです、実際に。もう1点、あと例の1995年の少女暴行事件、このときは海 兵隊どころか空軍含む沖縄駐留の米軍全部が、大幅縮小を余儀なくされるのではな いかという懸念をしていました。ところがこの両件に関して、こういう事実が浮か び上がっています。いずれも日本政府が引きとめたと、大丈夫だと。それを裏づけ ているのが、この琉球新報2015年の資料で、この「復帰直後テニアンへ」という アメリカの公文書から提出している資料です。日本政府が沖縄の兵力を維持するこ とを望んだ。日本側が海兵隊を引きとめたと記されています。もう1点、少女暴 行事件のときのモンデール駐日大使、日本政府が我々の沖縄を追い出されることを 望んでいなかったと。米軍を撤退させないよう、日本政府がアメリカに求めていた というのを、元駐日大使が言っています。ですから、沖縄への海兵隊駐留、少なく とも海兵隊駐留はあくまでも政治的な理由だということです。もう1点、この辺 野古新基地建設に絡んで、1998 年当時の梶山官房長官が当時の事務次官の国土事 務次官の下河辺さんに宛てた書簡が見つかりました。これにもこういうことが書いています。「普天間移設先が本土だと、反対の住民投票運動が起こる」と。これはやっかいだと。だから、やっぱり普天間移設先は沖縄県内しかない。だから、本当は軍事的にはどこでもいいんだけど、本土だったら反対を受ける、沖縄に押しつけるしかないよねということを官房長官が手紙に書いている。これは琉球新報に載っています。これをちょっと見てください。「シュワブ沖以外に候補地を求めることは、必ず本土の反対勢力が組織的に住民投票運動を起こすことが予想される」ということで、海兵隊の地位的優位性というのは、あくまでも政治的な事情を隠すために日米両政府が詭弁で沖縄に置いているんだということがおわかりいただけたかと思います。よろしいですかね、学生の皆さん。

では、次。地位協定の問題をちょっと勉強します。この地位協定の問題、日米安全保障とかありまして、その下にそれぞれの具体的に定めた地位協定があるのですが、この問題を一番浮き彫りにしたのが、こちらの大学にヘリが墜落した事故です。これは2004年の8月でしたね。私、当時編成局長だったのですけど、もう大変でした。一報が入って、うちの取材クルーが飛んで行ったときには、もう海兵隊に現場を封鎖されていました。あとでいろいろ聞くと、もう落ちるときに当然指令部のほうにもう落ちると。墜落しているので、海兵隊は落ちる方向に向かって走って、だからもう落ちる方向で待ち受けていたような。ですから、落ちてから連絡を受けた沖縄県警と消防は、それ以前に封鎖されて現場に入れなかったということです。この事故はアメリカの搭乗兵がけがしていて、奇跡的に民間人にけががなかったのですが、事故の範囲としては半径300メートルにもプロペラの破片、皆さんご記憶の方も多いと思います。すごい事故でした。本当に住民にけががなかったのが奇跡です。当然これは地元の新聞、翌日の朝刊にタイムスも新報もこういうふうにやっています。では、その日の夕方のテレビはどういう状況だったか。QAB、RBCのニュースです。

(映像視聴)

○具志堅勝也

これは事故の大きさそのものの重大さもさることながら、もう一つ大きな問題を 浮き彫りにしました。それが、地位協定を盾に米軍が現場を封鎖したという出来事 です。そもそも地位協定というのはどういうことかと言いますと、安保の第6条に規定されていまして、具体的にはアメリカ軍の施設や区域の使い方、それからアメリカ軍の地位、軍人軍属の地位、これは過ぎた特権だと私は言っていますけれども、それを保障したものですね、簡単に言うと。この地位協定の実施に伴う刑事特別法第13条というのがあります。これにはこういうことが書いてあります。「アメリカ軍の財産についての捜索は、アメリカ軍の許可が必要」ということで、現場を封鎖したというのですが、落ちたヘリについてはアメリカ軍の財産というのはわかるのですけど、いわゆるもうプライベートエリアである沖縄国際大学の敷地、さらにその前の民間地の道路まで封鎖した。そんな権限ないはずだということで、随分取材ももめました。県警も最初入ろうとしたのだけれども止められて、いかんせんカ不足で外に追いやられている状況がありました。ではその背景にはどういうことがあったかということなのですが、まずはその封鎖の状況がどんな状況だったかちょっと見てもらいます。これは後半のほうは琉球朝日放送が、表が封鎖されているので裏から入って、一つのカメラクルーが内部を撮った映像があります。これを見てください。

(映像視聴)

○具志堅勝也

こんな状況で内部まで完全に遮断されて、何でこの映像が放送できたかというと、ちょっと海兵隊のおばかといいますか、うちのカメラマンは賢くて、ビデオ出せと言われて、撮影していないビデオを渡して撮影しているのを持ち帰って、これで流すことができました。実はこれは宮森のときも一緒でしたね、フィルム。OTV さんがやっていますけど。

実はこのときに、当初外務省は地位協定に書かれていないと言っていたのですけど、時間がたつとこういうふうに変わりました、日本の外務省。「機体、積載物、墜落原因などの軍事機密も財産に該当。したがって、現場封鎖は正当だ」と。これを言い方をかえれば、国民の財産権を定めている日本国憲法より、安保や地位協定が優先されたということになります。でも、やっぱりその当時の地位協定をどうひっくり返してみても、ヘリを押さえるのはわかるのですけど、この沖国大の敷地まで関係者を入れないという、個人の持ち物、それはどう考えてもおかしいだろう

と。結局このとき外務省も、日米両政府もこの答え、結論を出せませんで、さすが にまずいと思ったのでしょう。翌年、こんなガイドラインをつくりました。2005 年、日米合同委員会。これはここで日米地位協定が秘密裏にいろいろ協定が結ばれ ているというのを皆さんご存じかと思いますが、施設外での航空機事故に関するガ イドライン。要するに内周規制線と外周規制線が入って、内周規制線の場合はアメ リカが許可したら日本の警察も入れる。外周規制線は一般の人たちも全部禁止だと いうこと。ただし、これはやっぱり米軍が許可した場合というのが入っていますの で、許可しない限り日本の警察は事故調査ができません。ですから一昨年の安部の 事故も、今年の高江の事故も、結局全然もう日本の警察が入れない。内周規制線も 本当は認めたら入れるのですけど入れようとしなかったという、だから全部アメリ カのやりたい放題という。これも取ってつけたように翌年やっとガイドラインをつ くったと。ですから、沖国大の事故での現場封鎖は明らかに違法だと思います、私は。 それを日米行政側に日本政府が全く抗議をしないまま、見逃してしまったというふ うに言えるかと思います。そもそも安保条約ってありますけど、これを実際に運用 しているのは日米地位協定だということです。事故だけじゃなくて、例えばアメリ カ兵が公務中に事故を起こした場合も日本に捜査権はありませんし、犯人であって も基地内に逃げ込んだ場合、起訴されるまで日本に逮捕権はない。これは少女暴行 事件のときがそうでした。それと返還軍用地、いろいろ後から枯葉剤とかいろいろ 出てきても、アメリカはそれを元に戻す義務を負いません。もう汚染したら汚染し たままで返す。そういうとても不平等な協定。日米安保というより、この地位協定 が一番問題になるということを元外務官僚の孫崎享さんが QAB の取材に対して答 えています。

(映像視聴)

○具志堅勝也

以上が模擬授業の内容です。皆さんいかがでしょうか、生徒になったつもりでよく理解できたでしょうか。

(会場拍手)

○具志堅勝也

実際にこの話が出たときに私、沖大で自分が担当している講義に見せてカメラを

回しました。許可をもらって、学生の反応をごらんください。メディアリテラシーを教えています。この日は ISIS、テロ。なぜ国際テロが起きるのかというのを、要因はそのイスラム原理主義者だけでの問題ではなくて、その根本の要因は米ソ、大国のエゴ、利権争いにあるということを追及したフランスのドキュメンタリーを見せました。これはケーブルテレビでナショナルジオグラフィックというので結構いいのをやっています。それから撮ったものを見せました。ちょっと見てください。けっこうみんな真剣なのです。結局みんなテロが起きた。じゃあもう「ひどい、やったほうが悪い」としかふだんイメージがなかったので、この日は結構みんな勉強になったという意見をもらいました。

(映像視聴)

○具志堅勝也

この日、試験前で点数をつける前だったので、ちょっとアンダグチしていますけど、結構レポートも一応出させたらこんなことを言っています。「わかりやすく、眠くならなかった」と、それから「あきずに集中できた」、これが「リアリティーにあふれている」という言葉を使って、「頭に入って来やすかった」、次がちょっと問題です。「講義内容の信憑性が高まった」、映像なかったら信用してもらってなかったのかという話になるのですけれども、それから「文章だけだとイメージしづらいが、映像によって内容がより具体的に理解できた」とおおむね好評で、これはもう4年目に入っての場合であって、最初十何人だったのが徐々にふえてきて、国際コミュニケーションなので保育専門、それから英語の専門の学生たちはふだん余りニュースを見ないと言っていたのですけど、今もう30人ぐらいになって、今は寝なくなりました、おかげさまで。でも結局、この90分の授業をつくるために私は大体2日、3日つくるので、毎日ニュースを録画して、時給にするととっても安いです。

これが以上、私の映像を使った授業の内容ですけど、もう一つは映像ドキュメンタリー、これも実は学生にとってかなり学習効果があるんじゃないかなと私は思っています。いざドキュメンタリーの制作をどういうふうにするかといいますと、事前に調査してテーマを決定して、取材先にアポをとって、取材許可をとって、取材カメラで撮影してインタビューすると。取材したことを構成して原稿にする。あと、

パソコンを使って編集。これだけのことなのですけど、実は口で言うのは簡単なの ですが、この中で一番難しいのは何だと思いますか、皆さん。編集と思いますよね。 実は私に言わせれば、編集は一番簡単です。一番学生がつまずくのが、まず最初に つまずくのがテーマ、これが見つけきれない。その次テーマを見つけても、取材の アポがとれないのです。人と話すのが苦手。ですから、私、管理職もやっていたの で、若い記者を指導していたのですけれども、だからドキュメンタリーを何かつ くるときに相手のアポさえとれれば、このレポートは8割方成功だと教えていま した。だからいかに相手に信用してもらって、取材を取りつけるかというのが大事 かということを学生たちにも指導しています。それと、こういう形で、これは琉球 大学のマスコミコースの学生ですけれども、いつもフィールドワークで辺野古に連 れて行っています。十何人いるうち、辺野古に行ったことのある人と手を挙げたの が、このときは1人でした。初めてと言って、マスコミを専攻していてもやっぱ り辺野古の闘争、彼らの言うには「闘争にはちょっと…」だったのですが、それを フィールドワークで連れて行って見せるようにしまして、結局そういうふうに映像 ドキュメンタリーの制作を手がけると、まず取材テーマを見つけるためにはふだん からアンテナを張って、問題意識を持っていないとなかなか見過ごしてしまう。私 はちょっと性格がひねくれているので、人と同じものの見方をしないので、人が白 だというのを、いやこれは黒かもしれないと、取材テーマを見つけるのが記者にとっ ての常識だと思っているのですけれども、そういうふうな問題意識を常に持つこと から始まりますし、それはすごい勉強になると思います、学生にとって。やっぱり 一番大きなのが取材先のアポとり、でももう何度も SNS でやりとりをしています ので、直接相手と面と向かって話して、相手の約束を取りつけるためには、まず自 分を信用してもらわないといけませんから、ちゃんと自分のことを相手に伝える。 それから相手のことも理解する。それで初めてコミュニケーションがとれて、相手 から信用してもらえるという。こんな事例を話しましたかね、ハンセン病療養所愛 楽園に取材に行ったときに私もちょっと勉強不足で、そうするとやっぱりなかなか 心を開いてもらえなくて、カメラを回させてもらうまでに毎週通って半年ぐらいか けて、やっと信用してもらってカメラマンと一緒に行ったと、そういう話をすると すごいわかりやすいみたいで、学生に理解してもらったと思います。これがもうと

にかくできたら8割、このレポートはオーケーで原稿を作成して、それを原稿に 書くことで文章力が向上すると思っています。新聞原稿と違って、放送原稿はほと んどですます調で、必ず主語と述語が入ります、一つのセンテンスに。ですから基 本的な日本語を書く。原稿を書くということは、基本的な日本語の文章をつくるこ とになりますので、論文を書くのにすごい役立ちます。1 つ 15 分とか 1 時間の作 品をつくると。それでクルーで取材します。レポーターがいて、カメラマンがいて、 カメラマンアシスタントがいて、プロだとこれに音声さんもつきますけど、そうす ると一緒に取材をするので原稿も構成も取材も一緒に考えますので、協調性がない とできない。共同作業というものが培われます。協調性が培われるので、結局これ をトータルすると映像ドキュメンタリー 15 分を 1 本つくると、つくる前とつくっ た後では学生の何といいますか、感覚が全然違っているようになっている。琉大の 場合は半年かけてやるのですけれども、そういうふうに常に感じています。この作 品を見ていていただいて、これさっきフィールドワークで辺野古へ連れていったと きに 1 人しかいなかったのですけど、3 つのグループに分けて、そのうちの一つは やっぱり辺野古問題を取り上げたいということで、自分たちでそれまで行ったこと のない辺野古に通って、そこでまだメジャーになる前の名桜大の玉城愛さんと接触 して、彼女を追っかけたドキュメンタリーで、ここの提携先であります「地方の時 代一映像祭、今日は市村元さんもお見えになっていますけど、市村さんお墨つきで、 これは学生部門の賞を一昨年いただきました。ありがとうございます。

(会場拍手)

○具志堅勝也

これは15分のやつを今日のために、私がちょっと6分程度に縮めています。最後に取材した学生自体のコメントも載っていますので、ちょっとそれをごらんになってください。

(映像視聴)

○具志堅勝也

半年前まではカメラを回したことのない学生が、これだけ半年かけてつくれるようになりました。4人、最後に制作者インタビューに出ていましたけれども、トップの学生は今、沖縄タイムスで記者をやっています。

そしてもう一つ、ちょっと注目すべき作品をごらんいただきたいと思います。これは沖縄大学の放送業務実践入門という、これはマスコミコースの学生ではなくて国際コミュニケーションで選択科目です。琉大は土曜日に集中して3時間、それを半期やるのですけれども、これは週に1回、半年なので、それでもみんな頑張ってつくってくれているのですが、それだけではなくて、聴覚障害の女子学生がつくりたいということで来て、もう私嬉しくて、一緒につくろうということで、でき上がったのがこの作品です。自分が通っていた聴覚障害者のための施設の塾「ゆいまーる寺子屋」というのですけれども、そこにいる後輩たちを取材したレポートです。とってもいい作品です。見てください。要するに、聴覚に障害があっても映像ドキュメンタリーがつくれるって意味ですよね。

(映像視聴)

○具志堅勝也

はい、以上です。15分ぐらいの作品なのですけれども、これは6分ぐらいに縮めて。小渡佑希子さんという2年生です。1人でカメラマンをして、1人でインタビューとって、編集はやはり手伝いました。筆談です。授業中はノートテイクしてくれるボランティアがいるのであれなんですが、授業内だけで編集できないので結局放課後、マンツーマンでやるわけですから全部筆談で、こっちもいらいらするわ彼女もいらいらするわ、けんかしながら、それでもこういう作品ができて。ただやっぱり彼女ならではの視点で、彼女がカメラを回したから後輩たち全くカメラを意識せずに、ああいう素の映像が撮れたという。ですから、玉城愛さんを最初見つけてきた感覚もそうなのですけど、やはり若い世代には若い世代にしかない、学生には学生しかないニュースセンスというのがあって、育てようによってはすごい我々プロが発想しないような感覚で、ニュース素材を切り抜くという感覚を若い世代、幾らでも可能性を持っていると思います。つたないお話でしたけれども、以上私の基調講演終わらせていただきます。ありがとうございます。

(会場拍手)

○司会 (照屋)

ではただいまの講演に対してコメントをいただきたいと思います。安原さんよろ しくお願いします。 ○コメンテーター(安原陽平 沖縄法政研究所所員/沖縄国際大学総合文化学部講師) 皆さん、こんにちは。沖縄国際大学の安原です。具志堅先生の極めて有意義なご報告の後で、どれだけ自分が皆さんに何か提供できるコメントができるのかなと、ちょっと不安ではあるのですけれども、コメンテーターとしての役割を果たしたいというふうに思っております。

本日は、「映像教育の可能性 | でこのようなコメントをする貴重な機会を与えて いただきまして、具志堅先生、法政研究所各位、また皆さんに感謝を申し上げたい と思います。具体的にコメントをするに先立ちまして、全ての上映作品を事前に見 させてもらいました。私は教育を対象に研究を進めているのですが、「沖縄現代史 を見る」ということで、自分の研究にもかなり近い映像もたくさんありまして、例 えば教科書検定の「消したい過去 消せない真実~文科省 疑惑の教科書検定~」 は、まさに私が研究するところの中心的な部分でもありますので、すごく関心を持っ て見させてもらいました。また、「忘れたい 忘れてほしくない~石川米軍機墜落 事故から50年~ | 宮森小学校の米軍機墜落の事件なのですけれども、学校安全を 考える上ですごく根本的な問題を提起しているのかなと。今年の4月にも嘉手納 小学校の前に米軍車両が登校時間に正門の前にとまったというニュースが、これは よくあることなのですけれども、すごく基地と学校安全、どう考えるのかというと ころを投げかけているのかなと思いました。また、2016年12月に教育機会確保 法というのができまして、いわゆる学校で義務教育を果たすというところがちょっ とずつ変わりつつあって、学校外でも教育をするという機会をふやしていこうじゃ ないかというのを法的に整備しようという動きがあります。「まちかんてぃ~明美 おばあちゃんと涙と笑いの学園奮闘記~ | 昨日の夕方に映像があったと思うのです けれすごく関連するのではないかなというふうに感じました。そのほか、「ひめゆ りから HIMEYURI へ」という映像では、教育が戦争に加担するという側面と、教 育が戦争を回避するというそれぞれの側面が描き出されていましたが、自身の研究 にとっては極めて根本的な命題だと痛感しました。

あと個人的な話をすると、大学院に入った年に情報法という授業をとりました。 そのときに読んだ英語の文献がたしか西山事件の機密文書だったと思うのです。田 島先生という方が情報法の授業を担当されていまして、それをわからないままとに かく読んでいたのです。10 年以上前のことなのですけれども、そのときに感じたのがこんな資料が出て来て、何で日本の議論ブレイクしていないんだということです。ブレイクというのは盛り上がらないんだということです。これは大問題じゃないのかというふうに感じた自分と、大問題として受けとめられていない世の中という、そのギャップみたいなものに大学院1年で衝撃を受けたというところがあるのですけれども、そういった記憶をちょっと思い出したりしました。今日、西山事件については「メディアの敗北」というタイトルで5時からありますが、その中で西山先生が毎日新聞の本社で講演会をするシーンがあるのですけれども、西山先生、筑紫哲也、あとその他に田島先生の名前が出てきて、多分それは僕が授業を受けた田島先生ではないかなというふうに思っているのですけれども、ちょっとトリビアな情報なのですが、そういった部分も含めて見ていただければなというふうに思いました。ちょっと前置きが長くなりました。すみません。この「沖縄現代史を見る」with 沖縄映像祭というテーマで、沖縄に関連する作品が多いのですが、教育だけにとどまらず、自然とか、医学とか、あるいは文化、そういったものに深く関わる映像祭で、極めて有意義な映像祭ではないのかなというふうに思いました。

具体的に具志堅先生のコメントに入らせていただきます。私の専門は教育について、特に憲法学の立場から教育を捉え直すというか、捉えるという研究をしています。だから憲法論としていろいろ見ていくというところがあるのですが、その前に教育で最近問題になっているトピックを1つ取り上げて、ちょっと強引ではあるのですけれども今日の具志堅先生の報告と切り結びたいと思っています。私がちょっと取り上げたいのはモンスターペアレントという概念で、これは2006年ぐらいに出て来た概念です。2007年にはたしか流行語にノミネートされているぐらいインパクトのある言葉として登場しました。多くの人が今知っている言葉だと思うのですけれども、それから10年たっていろんな研究が進んでいくのですが、教育学はもちろん、心理学とか、医学とかからも研究がなされています。興味深いのはそのモンスターペアレントを研究する多くの分野で言われていることは、コミュニケーション不足がこれを引き起こしているんだということです。これは調査といいますか、研究で指摘されていることなのです。それで、その上でなおそういったモンスターペアレントに対して攻撃をする、批判を加えるという人もいますし、学

校側の対処を考える人もいるのですが、その中で第一人者は何を言っているかとい うと、そのモンスターペアレントという概念はコミュニケーション不足に由来し、 相手の人格を否定するような言葉だと。要求の当不当を判断することを離れて、コ ミュニケーションを遮断して相手を否定することになっていく、そこには議論が成 立しないと。だから、なんとかしてコミュニケーションを回復させようという主張 をしています。私はもちろん沖縄でなされている平和や9条を巡る法的な主張と、 親のわがままの延長みたいなところの主張を一緒にするつもりは一切ないのです が、私がこの例を出し何が言いたかったかというと、コミュニケーションが欠如す ると相手を根本的に否定して、コミュニケーションをとる議論を遮断して、強引に 物事を進めてしまう可能性があるということなのです。これは教育においてかなり いろんな場面で見られていることで、そういった意味でコミュニケーションの欠如 をどうにか解決しなきゃいけないということが、いろいろ言われているところでは あります。ちょっと強引に切り結ぶと、例えば「さまよう木霊~基地反対運動の素 顔~| でも取り上げられましたし、2016 年 10 月に高江で極めて差別的発言が県 警の人間からなされたというのがかなり報道でありましたけれども、そこにあるの は相手をコミュニケーションの対象と見ずに、人格を根本的に否定する典型例だと 思うのです。そういったところに対して今日司会を担当されている照屋先生もそう いった差別発言をする、そしてそれを容認する沖縄担当相の姿勢を巡る報道の中で、 話し合いで解決しようとせず県外から機動隊 500 人を動員し、反対する住民らを 徹底的に排除しようとする姿、その強引さこそが差別というふうに述べられていま す。この発言にも、相手の根本的否定と相手の意向を考慮しないものの進め方、そ の背後のコミュニケーションの欠如を指摘しているものというふうに読み取ること ができるのではないかなと感じました。ちょっと長くなったのですけれども、今日 の具志堅先生の映像教育の実践というのは、そのコミュニケーションの欠如を補う 可能性を有しているのではないかなと。映像教育に関してはいろいろな効果が言わ れます。例えば、日ごろ見れないものを見ることができるとか、繰り返し見ること ができる、あるいは理解がより直感的に進むとか、いろいろあるのですが、余り挙 げられていないものとしては、コミュニケーションの欠如というものを補う可能性 があるのではないかなと私自身は思いました。なぜ辺野古で反対しているのか。な ぜ座り込みをしなければならないのか。映像祭の中で使われた映像はたくさんあるのですけれども、その中でも多かったのが基地反対であったりですとか、辺野古での反対運動であったりですとか、そういったものでしたが、当事者の声をそのまま伝える映像というのは、何のために、誰が何を守ろうとしているのかということを伝えて、コミュニケーションの欠如を補ってくれるものなのではないかなと、ここに映像教育の可能性の一つを見てとることができるのではないかと考えました。

これが1つ目です。これはどちらかというと中身に対する私のコメントで、私 自身の研究というのはもうちょっと枠組みみたいなところを研究するところがあり ます。憲法学というものを基礎としながら、教育法学という教育制度に関係する法 律を研究する学問の知見を生かして、憲法と教育ですとか、教育関係の法律と教育 というものを考えるということを研究しています。問題意識は大きく分けて2つ ありまして1つは教育に関する法令等によって条件整備がきちんとなされている かということと、もう1つは法令等によって自由が妨げられていないかというこ とです。今回の映像教育の可能性というところに引きつけて問題を再構成すると、 今日具志堅先生、映像の活用と効果ということをおっしゃられていましたが、映像 の活用にフォーカスして問題を再構成し直しますと、映像の活用が可能となる条件 整備はなされているのかというふうに私は問題を立てますし、また同時に映像の活 用が可能となる自由は保障されているのかともう一つの問題の構成というふうにな ります。前者の映像の活用が可能となる条件整備がなされているかについてです が、大学と小中高で若干違うのですけれども、大学の場合この教室にはテレビが 6 台ありますし、前にスクリーンもあって、プロジェクターもあるということを考え ると、基本的には条件整備がなされていると言えると思います。また、研究費の支 給もされておりますので、ビデオカメラを買うことも可能だと思います。高校や中 学校、小学校については、2011年度に教材整備指針というのができまして、2012 年から2021年までの間に約8.000億円の予算が計上されています。その教材整備 指針では各学校に DVD プレーヤーを設置することや、編集ソフトつきのデジタル ビデオカメラの購入ということも目安として出されているのです。そういうことを 考えますと、条件整備はなされているのではないかなと。また、教育 ICT の整備 も進められていてタブレットやパソコンを使って教育を受けるということも可能に

なりつつあるので、そういった意味ではかなり条件整備というのは進みつつあるの かなと思います。ただ、経済面以外の条件整備ってじゃあどこまでと整っているか ということはもうちょっと考えないといけない部分で、今日も具志堅先生のご報告 の中にもありましたが、例えば聴覚障害を抱えている子どもの場合はサポートを受 けずに授業を受けてきたというところがありました。たしかに、本学では、例えば ノートテイクという形で授業の講義を記録したりですとか、先ほどちょっとお聞き したのですが、映像を使う場合は事前に文字おこしをしてくれたりすることができ るというふうになっておりますし、今日のように手話通訳の方が来られて、いろん な情報を伝達してくれるという環境は整っているのですけれども、ただその合理的 配慮義務というのが雇用の領域、職場ですとか、あとは教育の領域で義務にしなきゃ いけないということが言われ始めているものの、まだ不十分な場合があって、やっ ばり人をどう確保するか、予算をどう確保するかという、とりわけ映像教育を可能 にしていくためにはどうすべきか考えないといけない。今では基本的に教科書も力 ラーになっていますし、写真をたくさん使っているという部分もあるのですが、映 像教育になってくると動く画像であったり、音が出る画像であったりということで、 かなり多様になってくるわけで、そういったときにいろんな学生に情報を伝えてい くためにはコスト面に加えて、どういうふうに伝えていくかということの条件整備 をこれから考えていかないといけないのかなと思います。

ただ、全体としては取り組みはなされつつあるので、条件整備に関してはこれから進んでいくものだと思います。むしろ映像の活用が可能となる自由が保障されているかが問題となる論点です。大学の場合、学問の自由というのは憲法 23 条で保障されていますので、自由な教育ができるという前提があります。そういった意味ではその内容面の選択ですとか、方法面の選択に関しては基本的に縛りがなさそうに見えるのですけれども、直近の例で 2015 年にデモの映像を流して、そのデモの映像に対してコメントをつけて、安保法制に反対する学生のデモを学生に紹介して、首相と学長に対してやめろみたいなことを言ったり、学生と一緒にやってみようと言ったりして、それがツイッターで拡散されて、その先生が 3 カ月の停職処分を受けるというケースが 2015 年にありました。処分の理由は挙げられていたのですけれども、デモへの参加を促したことと、あとは授業中コールをして復唱を促した

こと。あとは関係ないのですけれども、大学院の授業で飲酒をしたとか、あとシラ バスを書いてなかったとか、そういうふうにとってつけたような処分理由が挙げら れて4つの理由で処分されているのですけれども、ここで私が言いたいのは、確 かに授業中に学生にコールを求めるということが果たしてふさわしいのかどうなの かというのは議論あると思うのですけれども、強制力を伴わない形で本人はちょっ と冗談っぽく言ったことが停職3カ月という極めて重い処分につながっていくと いうこの現実というのが、なんていうのですか、政治問題に対して敏感になってい る大学の姿勢を表しているのではないかというふうに思うのです。そう考えますと、 例えば今日の招待作品でも放送されますが「さまよう木霊~基地反対運動の素顔~」 の中で、反対運動は政治的だという批判に対して、政治的でないものがどこにある んだと反対する住民の方が言っていましたけれども、弱い立場に置かれた人ですと か、政府の政策に異を唱える人に同調すると、少なからず政治性を帯びる可能性が あるのです。そういったものに対して、大学側が敏感になって授業を停止するとか、 処分をするということが可能性としてあると、強い萎縮効果を引き起こすのではな いかなと、それをどう乗り越えていくかというのが一つ課題なのではないかと思い ます。それが一つと、高校、中学、小学校というのは大学に比べてもっと自由が狭 いです。とりわけ最近では中立性という概念が猛威を振るっていまして、例えば典 型例なのですけれども、教え子を戦場に送るなと言っている先生がいたら報告して くださいというふうな形で、与党の議員がインターネットを通じて呼びかけたとい うケースがあります。教え子を戦場に送るなというのは戦後の教職員組合のスロー ガンであるというところは確かにあるのですけれども、そういった部分が中立性に 反するという形で攻撃の対象になるにもかかわらず、例えば自主憲法を制定する出 前講座については、テレビ局が取材して、こういう出前講座がなされていますと言っ ても中立性に反するといって批判されることが少ないわけです。そういうふうに考 えると、やっぱり中立性という概念が恣意的に使われて、この教育は中立的ではな いというふうに介入が入ってくるという危険性は常にあるということが一つと、も ちろん私は教育というのはできるだけ自由であるべきだと思いますので、教え子を 戦場に送るなという言説はどういう文脈で出てきて、どういうふうに語られている のか、自主憲法を制定する人たちは、なぜそれをしようとしているのかということ

を専門家である教師が噛み砕いて子どもたちに自由に提示していくことというのが 重要であるとは思います。中立性という概念が恣意的使われて情報が統制されてい くという危険性は小学校、中学校、高校ではあり得るのかなというふうに思います。 さらに方法面に関してなのですけれども、小学校から高校までに関しては、教科 書使用義務というのがかかっていますので、仮に映像教育を行うとなったときには、 その教科書使用義務を果たした上で副教材として映像を使うということになってき ます。そういった教科書を使わなければいけないということでただでさえ時間がと られるのに、副教材として映像を使う可能性が本当にあるのかということが、ちょっ と今の学校現場から見えてくるところなのかなと思います。とりわけ先生の多忙化 が進んでいまして、教材研究ができないと言っている先生がふえてきています。教 科書を使用することが義務づけられていて、その教科書ですら教材研究ができない というふうなことになっていきますと、先ほど具志堅先生もおっしゃられたように、 一つの報道をまとめたりするのに五、六時間かかるわけです。そういったことが本 当に可能な環境に教員があるのかということも一つ考えなければいけないのかなと 思いました。そういった意味では、具志堅先生よりご報告ありました映像の活用が 広くなされるためには、大学における学問の自由ですとか、学校における教育の自 由というものが保障されるということが重要になってくるのかなというのが一つあ

最後にちょっと時間もきたので質問させていただきたいのですが、今日のご報告極めて有意義なものであったと思います。皆さんも見られて、模擬授業という形で拝見されたと思うのですけれども、すごく有意義な授業実践だなというふうに私自身も思いましたし、そういうふうに思われている方も多いのではないかなと思います。また、先生ご担当の授業の中でもわかりやすい、リアリティーあふれると言われていましたので、映像教育の効果というのは十分あると思います。また、授業と教材というのはどうしても専門家によって独占される部分があるのですけれども、今日は学生が参加する形で教材を製作するという実践も見せていただいて、みんなでつくり上げる授業みたいなものの可能性も紹介いただけたのではないかなと思います。その上で、重要であり有意義ではあるとは思うのですけれども、なかなかこういうふうな授業実践をされている方というのは少ないのではないかなというふう

ります。

には思います。とりわけ大学ではやはり文字を中心とした授業は多いと思いますし、 レジュメとパワーポイントを使うということが多いと思いますし、映像を使ったと しても、それが15回の授業の中で一回きりであったりだとか、そういったところ が多いのかなと思います。また、小学校とか中学校では教科書に沿ったレジュメを つくったり、あるいは書き込みレジュメみたいなものを配布して、それに書き込む ようなスタイルが多いのではないのかなと思います。

そういった中で、具志堅先生に質問なのですが、今後映像教育がより活用される ためにはコスト面や自由保障の面以外でどういったことが必要になってくるのかな ということが一つお聞きしたいことです。それに関連して、もし映像教育が広がっていくのであれば確かに中身がすごくよくて、いろいろ効果も高いのですが、やっぱり情報の方から入ってくるという形になって、文字の場合は自分で追いかけていくと思うのですが、入ってくるということになるとかなり受身な部分がふえてくるのかなと思います。学生がただぼーっと眺めるだけということになっていったときに、そういう可能性を回避するというか、そういうことに気をつけることというのが何かありましたら。まとめますと、映像教育を広げるために必要なことと、映像教育を適切に広げていくために必要なことというのを、それぞれご教示いただければなというふうに思います。長くなりました。ご清聴ありがとうございます。

(会場拍手)

〇司会 (照屋)

安原さん、どうもありがとうございました。それではですね、今のご質問にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○具志堅勝也

1番目に質問ありました条件が大変だという話ですが、私はたまたまメディアリテラシーでニュースを教えなきゃいけないので、結果的に NHK さん、また 4 局のニュースを毎日夕方のうちに録画して、報道ステーションとか、NEWS23 とか、深夜帯も録画して、その中で基地問題であったり、いろんなトランプ大統領の問題であったり、それこそ共謀罪問題であったり、それを取り出しているのですけれども、確かにそれをやろうと思ったら本当に大変な作業で 90 分の教材をつくるのに3日、4日かかってしまう。それだけになってしまうので、ほかに教科を持たれて

いる先生方は無理だと思うのですけど、例えばこれが何か一つ限定した場合、沖縄戦とか、それから米軍統治や戦後史とか、これはもう過去の映像をストックすればそれを使いまわしできますので、そういった利用の仕方だと思います。それと使用する複製の量は必要最小限に抑えるという記載があるのですが、結果的にニュースのこの部分を切り取って見やすいように並べるということになるのですけど、今、実際物理的に作業はとっても簡単です、これは。ちょっと凝ったものをつくろうと思ったら時間かかりますけど、ニュースを切り取って並べるだけだったら編集ソフトが、今無料の編集ソフトもありますし、これは学生に教えたら90分で覚えます。だからつなぐだけだったらそんなに問題ない、パワーポイントに組み込むだけでしたら、それは問題ないです。ですから、例えば大学でそれをやろうと思って教材をそろえておけばそんなに手間暇のかかることじゃないのではないかというふうに思います。

それともう一つ懸念があるんじゃないかと、受動的になるのではないかと。これ は実は私も懸念しておりまして、手とり足とり教えたようなものです。1から10 まで、とても基本的なことです。しかも全部映像で見せるという、そうすると受け 身で自分で考えなくなってしまうのではないかという懸念も抱いているのですが、 今の段階、それ以前の段階で、まずニュース見ない、新聞読まない。ですから普天 間移設問題にしても、そもそも何でこんな普天間移設問題が起きたか知らないので、 ふだんニュースを見てもそれが理解できないのです。ですからその映像で見せると いうことは、一番多いのは根本的な問題を、基本的なことを教えるということと、 それとニュースに関心を持たせる。ですから、そういう意味では映像というのはす ごい効果があると思います。だから映像万能主義ではありません、決して。やはり 自分で調べて、考えて、結果を導き出すという作業はとても大事なので。ただ、私 は幸いに教えた学生からの反応では、結局その講義を受けるようになってニュース をよく見るようになったという、だからふだんのニュースがわかるようになったと、 新聞を読むようになったと、こういう効果があらわれています。ですから映像崇拝 ではなくてやはりまず関心を持たせる、そういう基本的なことを教えるという意味 での映像の使い方ということを考えれば、そこまで大きな問題と考えなくていいの かなとそういうふうに思います。

〇司会 (照屋)

どうもありがとうございました。それもこれも映像を使って授業を活性化してい くということです。一方においては、またそういうあまり学生が受動的になっても 困るというふうにありますけれども、しかし今の段階では若者が社会で起こってい る事象に対して余り関心を示さない中では、まず映像という手段を使って関心を引 きつけていくことも非常に大事であるという感じがいたします。私も、昨日今日と この映像を見て、本当に先ほど安原さんのほうからコミュニケーション不足だとい う話がありましたけれども、まさに今政治において、とりわけ辺野古の基地建設に おいては、沖縄県民とのコミュニケーション不足です。もっともっと沖縄県民に説 明が必要なんだ、あるいは沖縄県民の声をもっともっと聞かなければいけないんだ と考えた次第です。それを機動隊を入れてやるんだと、あるいは何が何でもつくる んだということでは、これは政治ではないのかなということをつくづく感じるし、 いつも思うのですけれども政治は、これは可能性の芸術だという言葉もあります。 ではこの可能性はどう実現するかということは、やはり話し合いです。話し合いの ないところには、可能性は出てこない。先ほどから話がありましたけれどもその映 像を見ていて、私は昨日「裂かれる海~動き出した基地建設~」、あの映像を見て、 向こうで頑張っている島袋文子さんのあの体験を聞いたとき、戦場で弟が水が飲み たいと、何とか水を探して来ようとしたら水が光っているのがあって、水があった。 そして汲んで、自分たち家族が飲んだ。そして翌日、その水のところを見たら死体 が浮いていて血が流れていた。血と泥水を飲んだことを知る。その戦争の悲惨さと いうか、そういう水にもありつけないという、命からがらでやっている戦争中の住 民生活を実感させられた。そういう中で得た戦争体験と、戦争の悲惨さを知った島 袋さんは辺野古に基地をつくることは、何が何でも反対だと訴えて、85歳のお年 寄りですけれども頑張るんだと辺野古で頑張っております。だから、その映像を見 ることによって若者は、あるいは辺野古に行っていない方も、辺野古に行ってこう いうふうに頑張っている方はそういう思いがあるんだなということで、その説明を 聞いて、思いを聞いて、理解を深めるということでは、やはりこれも映像を通した コミュニケーションにつながっていくのではないかなという感じました。そういう 面で、やはりコミュニケーションの大事さを私は映像との関連で感じた次第です。

そういうことで、いろんな映像を通した場合の中立性の問題。これはなかなかこの中立性の問題は難しいのですが、今日私は安原さんの話を聞いて、ああ、なるほどということをうまく非常にまとめていただいたと思います。学校現場でこういう映像を流す場合、その中立性に欠けるのではないかなという声がひょっとしたら聞こえてくるかもしれない。その点でまた大学というのは、これは安原さんの話にもありましたように、学問の自由、そういうことでは小中高に比べて非常にやりやすいと思います。主権者教育などの場合でも、高校の先生方の声、アンケートなどを見ると、その中立性ということで主権者教育がやりにくくなるというふうな声を聞くこともあります。しかし、そのために二の足を踏んでいては、私は映像教育もできなくなる、消極的になってはいけない。そういうことでは私なりに考えると、余りこだわらないでもいいと思う。

そういうことで、先ほど映像を通しても立体的に話が聞けるといいますか、我々日ごろどうして海兵隊が沖縄に来たんだろうとか、沖縄が地理的優位性だということが、いかにあれがユクシ(うそ)であったかということも、ご理解いただけたと思います。だから、何も辺野古ではないのだと、海兵隊はもともと岐阜、山梨に駐留していたのが、向こうでの事件・事故での反対運動等々が起こって行き場を失った。それが、沖縄は米軍統治下であったから、そこに持って行こうということで持って来るとか。そして、当時の民主党政権の森本防衛大臣は、何もこれは地位的優位性とか軍事的な問題ではなくて、政治的な問題で沖縄に来ていることを明言している。決してこれは抑止力でもなくて、まさしく沖縄の方言で言えばこれは「ユクシカ」ですね。政府がユクシカを使って沖縄に基地を置いていることを、今日の映像の中から非常に勉強させられました。それで私はほんの少しだけ時間があるので、会場から1人か、多くても2人ぐらいしかご意見はとれないと思うのですけれども、ご質問等ありましたら。よろしいですか。

○具志堅勝也

一ついいですか。念のために申し上げておきます。今日この映像祭で使っている映像はちゃんと局さんにお願いして、局さんのほうで DVD を用意してもらっているので、好き勝手に使っていいというものではありません。これはちゃんと著作権を尊重してお借りしてあるものです。ですから、最低限度そういったルールとか、

マナーとかは必要になっております。それだけお伝えしておきます。

○司会 (照屋)

本当に、昨日今日こうやって映像をかなりの本数、全部で何本でしたか。

○具志堅勝也

26本。

〇司会 (照屋)

26 本ですね、これだけ観て相当沖縄の現代史の理解が深まったのではないかなと思います。基地問題、米軍統治下の時代など、私はあの映像を見て、私が小学校四、五年のころだったかな、弁務官の名前というのがアンガー高等弁務官とか、キャラウェイとか、ワトソンと言いましたけれども、一番悪名高きキャラウェイ旋風というのがありました。幼心にこの名前だけはいまだに憶えて、沖縄県民の声なんか聞く必要はないという独裁的な弁務官であったことを記憶しています。だから私は昨日今日の映像を見て、本当にこれは沖縄の歴史を考える上で、あるいは若者が沖縄の基地問題を理解する上で、非常にこれは大切な貴重な財産だなということを感じたわけです。

○質問者

いいですか。

○司会 (照屋)

手短にお願いします。

○質問者

短いです。早口でしゃべることは不得意なのですが、ゆっくり言います。この 26 本とかの中に、全く沖縄とは関係のない全く極端な内地のある学校の姿も入れ てほしいなと私は思いました。私はこの言葉のように、東北のほうで余りに寒くて 逃げてきて、沖縄をふらついていて、今回土日これを見て、少ししか見ていなくて 今ちょっとサンエーに行って、青い三角定規を聞いてきたりして、ここにまた戻って来て貴重なお話を聞くことができなかったんですが、もっと内地の教育、それからいじめられる沖縄、これを自由に DVD 出せないだったら学生さんに漫画でも書かせて、この DVD を使って、アニメみたいな散々なアニメをつくって内地に飛ばす。これが沖縄だ。逆に向こうからも、これが本土だというやりとり、言葉のやり

とり、映像のやりとりでもあれば、お祭りというまさに映像祭に私はなれるのではないかなと思います。先生方は忙殺されています。新聞にはなんて書かれていますか。過労死前とか、死んでいるのは暇な子どもたち、ポツポツと。いじめられるのは沖縄県です。この映像祭で私ちょっとわかりました。まだまだ沖縄わかりませんが、こうやってわかりやすいのがあれば学校でも、社会でも…。

〇司会 (照屋)

どうもありがとうございます。

○具志堅勝也

実は今回県内で3回目で、2013年で沖大でやって、2015年の初めに名桜大学でやって、2015年には金沢大学、長野大学、法政大学でもやりました。そのまま持って行きました。ですからちょっと東北までは持って行けなかったのですけれども、逆に呼んでください。そしたら企画して持って行きます。

(会場拍手)

〇司会 (照屋)

どうもありがとうございます。それで、さっきから言っているようにとにかく貴重な映像ですから、私はちょっと欲が出てきて、これを県内の大学が共同で映像ライブラリーみたいなものをつくって、そして放送局、RBC、OTV、NHK、QAB、4局と提携する、連携して何かそういうライブラリーでもつくれたらいいなと思うのですけれども具志堅さんどうでしょうか。

(会場拍手)

○司会 (照屋)

具志堅さん、この拍手を見たらどうします?

○具志堅勝也

実は今NHKさんが試験的にやっておりまして、ここで紹介していいですか。今年、核問題をつくられたNHKの松岡ディレクターもいらしていて、「沖縄空白の1年」もつくられた松岡ディレクター、ですからその前にしてNHKさんいらっしゃらないですけど、今ライブラリー、アーカイブで利用できるようになっていますよね、たしか。NHKが外部に出してそのライブラリーを。マスコミ学会を通して試験的にNHKのアーカイブを利用するような形で、今マスコミ学会に呼びかけて試

験的に始めていました。それから、例えば OTV さんですと、世界のウチナーンチュの丸々全巻を琉球大学に寄附して、琉球大学で授業に使っていると。ですから、局さえオーケーすれば可能なのですけれども、特に民間放送は時間と金をかけてつくったという、だからこれも財産だというものがあるので、なかなかこれを公共のために使うというのは踏み切れないというところはあります。ですから例えばこれは一つの提案なのですけれども、県内大学がそろって県内のテレビ局全局に、こういった沖縄のドキュメンタリーのライブラリーをつくりたいと、全局協力してくださいという形でみんなで一緒に手をとり合えあえば可能性はあるかなというふうに私は思うのですけれども、一朝一夕ではできないと思うのですけど、それができればそこのライブラリーにある映像を一般の方が来て、NHK さんのライブラリーを見ているように、そこに来たらいつでもそれを見れるというシステムというが沖縄でもつくれたらいいなと本当に思っております。

〇司会 (照屋)

本当にこれは実現できればなと思います。そうすれば講義でも使いながら、そしてまた一般の市民の方々もこれを見ることができるというのであれば、マスコミと大学と地域がうまく連携しながら、また沖縄のいろんな問題を考えるいい機会になるのではないかなと思います。

残り時間があと3分しかございませんけれども、この企画を共催していただきました NPO 法人文化経済フォーラムの具志堅さんにも一言、一、二分でお願いします。

○具志堅勝也

実は1回目、2回目とにかく、会社をやめたときに社長とけんかしてやめたのですけれども、何かやりたいと思って、それでやっぱり琉球放送25年、琉球朝日10年いて、琉球放送もできて40年ぐらいの会社でしたから、もっとたっているかな。すごい高等弁務官みたいな先輩たちがつくったいい作品がずっと埋もれていて、それを個人的に見たいなと、それが最初。それから他局さんのは逆にもう余計見られないので、自分も見たいし、皆さんにも見せたいし、特に若い人に見せたいということでこれを始めたのですけど、金なし、人なしで、理事長という名前はついているのですけれども実質私1人です。対米請求権事業協会に頼んで1回目、2

回目は30万円の基金をもらってやったのですけれどもそれでも赤字で、3回目申請したら、もうやめてって言われまして、遠慮してくれと言われまして、2015年は県外の市民団体のほうから声をかけていただいてやったのですが、今年どうしようかなと考えていたら、佐藤先生のほうから沖国でやりたいということで、人も金も全部出してもらってとっても楽しているのですけれども、続けていきたいのですけど、何せ人も先立つものもということで、でももし皆さんがいろいろな形でご支援いただければできるだけ継続したいという思いは持っておりますので、また何らかの形で。

〇司会 (照屋)

皆さん、どうもありがとうございました。今日こうやってご講演いただき、そしてまた安原先生には貴重なコメントをいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして、沖縄法政研究所の第39回の講演会を閉じますけれども、最後に所長の佐藤からご挨拶致します。

○佐藤学所長

まだこの後、すばらしいドキュメンタリーが続きます。一度この場で挨拶をさせていただきます。本当にありがとうございます。多くの皆さん、若い学生の皆さんから私の年代、あるいは先輩の皆さんまで本当にありがとうございました。具志堅さんにもう一度拍手をお願いします。

ごらんになった方々から、これがこの作品を利用できるようにはできないかと何人もの方からご提案をいただきました。これは一方、もう一つ大事な問題は知的所有権、要するにこれをつくった人たち、それからそれを所有している会社の権利ということを尊重しなければいけないということがございます。だからそこのところをきちんとしないとつくられたもの、それをつくった人たちへの、それの尊敬をしなければいけないわけです。権利を守らなければいけない。ですからいい加減な形で、これをお貸しするとかということはできません。ですからここのところはきちんと詰めていかなければいけなくて、言っちゃった以上は沖縄国際大学元副学長の照屋先生に、今後この大学コンソーシアムでというのはやっていただきたいと思います。

最後もう一つだけ言わせてください。今学生たちが本を読まないというようなこ

とを言います。学生たちはいわゆるパソコンを見ません。大きい画面のコンピューターを見ません。ということは、何かというと彼らが情報を見るというのはスマートフォンだけです。これは要するにスマホの画面で見るということは、本当にそれだけピンポイントで探したことしか見られません。新聞記事を見るとか、テレビを見る、あるいはパソコンの大きい画面を見ると、意図してないことまで出てくるのでそこに目が行くわけです。残念ながら今の学生たちはそういう環境にない。そうすると入ってくる情報というのは、物すごく限られてしまう。そういうことを私は、私たち教える者、あるいは社会の先輩である私たちは若い人たちにどうやって伝えるか、よく考えていかないと本当にいけないのだろうと思います。安原さんのコメントもありがとうございました。

いろんなことを考えていかなきゃいけない。私にとってのきっかけになりました。 皆さん、この後まだ上映が続きます。事務連絡がございますのでこれで閉めさせて いただきます。本当にありがとうございました。

(会場拍手)